

子どもの未来の礎となる

「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成

基本施策の
めざす
姿

子どもたちが、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」、命を大切にする心や他者への思いやりなどの「豊かな心」、心身の健康や体力などの「健やかな身体」を育み、自分のよさを認識し、失敗を恐れず夢と志を持って可能性に挑戦していくために必要な力を身につけています。

基本的な考え方

「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」は人格形成の基礎になるものとして、引き続き、その育成に注力して取り組んでいくことが必要です。

さらに、これら3つの力は一体的・調和的に育まれることが大切であり、こうした中において、子どもたちは自分のよさや可能性を認識し、自己肯定感を高め、自信を持って成長していけるものと考えます。

また、これからの予測困難な変化の激しい時代に対応するために必要な力を子どもたち一人ひとりに育んでいくことが求められる中、その基礎になるものとして、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を確実に育んでいくことが重要です。

この基本施策では、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の育成につながる各施策を展開し、これら3つの力の確実な育成およびその一体的・調和的な育みの過程において自己肯定感を高めていくことをめざして取り組んでいきます。

基本施策 1 を構成する施策

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1 学力の育成 | 5 道徳教育の推進 |
| 2 外国人児童生徒教育の推進 | 6 読書活動・文化芸術活動の推進 |
| 3 幼児教育の推進 | 7 体力の向上と学校スポーツの推進 |
| 4 人権教育の推進 | 8 健康教育・食育の推進 |

基本施策の数値目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合	小学生 80.1% 中学生 74.9%	小学生 86.1% 中学生 80.5%

※「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

1 学力の育成

めざす
姿

子どもたちが、主体的・対話的な学びを通じて、基礎的・基本的な知識・技能、自ら課題を見つけ解決していく思考力・判断力・表現力等、主体性を持って他者と協働しながら学ぶ態度を身につけています。

現状と課題

- ① 学力の育成にあたっては、学習指導要領に示された生きる力を子どもたちに育むことをめざし、習得・活用・探究という学びの過程において、実際の社会や生活で生きて働く知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等を育成するとともに、主体的に学習に取り組む態度（学びに向かう力）を養うことが大切です。
- ② 子どもたちが、「何を理解しているか、何ができるか」、「理解していること・できることをどう使うか」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」の視点から必要な資質・能力を身につけられるよう、「どのように学ぶか」を重視した授業実践が求められています。
- ③ 教育を取り巻く課題が多岐にわたる中で、子どもたち一人ひとりに確かな学力を確実に育んでいくためには、個に応じたきめ細かな指導の充実が求められています。
- ④ 学習評価においては、「子どもたちにどういった力が身についたか」という学習の成果を的確にとらえ、教職員が指導の改善に生かすとともに、子どもたちが自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにすることが重要です。
- ⑤ 平成 31(2019) 年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査では、小中学校あわせた 5 教科中 4 教科で全国の平均正答率以上となりました。一方で、活用する力の基盤となる基礎的・基本的な知識・技能の定着や、説明したり、自分の考えを書いたりする力などに課題がみられます。また、中学校英語については、聞いたり読んだりして把握した内容に対する考えを英語で話したり書いたりすることに課題がみられます。
- ⑥ 児童生徒質問紙調査の結果から、子どもたちの家庭での学習時間や読書時間が十分でないなど、生活習慣・学習習慣・読書習慣に課題がみられます。生活習慣等の改善に向け、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し、一体となって取り組むことが重要です。

主な取組内容

1 学習・指導方法の充実

- 子どもたちが、学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動、協働や対話を通じて考えを広げ深める活動、知識を相互に関連づけてより深く理解したり、課題を見だし解決策を考えたりする過程を計画的に取り入れるなど、主体的・対話的で深い学び¹の視点からの授業改善を促進します。
- 小中学校において、児童生徒一人ひとりが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感し、基礎的・基本的な知識・技能の定着や、思考力・判断力・表現力等の育成が図られるよう、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック²等の活用を通じて、一人ひとりの学習における課題を把握し、理解と定着を図る取組を推進します。
- 小中学校において、文章の内容や情報を正確に理解して論理的に考える力、自分の考えを的確に伝える力の育成に向けた指導に活用できる、各学年の系統性を意識した指導資料や、授業での繰り返し指導、家庭学習、補充学習等に活用できる、子どものつまずきに応じたワークシート等を提供していきます。
- 高等学校では、各学校が「高校生のための学びの基礎診断」等を活用しながら、継続的に生徒一人ひとりの基礎学力の状況を把握し、学習方法や指導方法を改善することで、高校生に求められる基礎学力の確実な習得と学習意欲の喚起に取り組みます。また、各教科等で学んだ成果をまとめたり、表現したりする力を育むための効果的な実践事例を普及することで、授業の質的向上を図ります。
- 学習評価が、教職員の指導の改善、子どもたちの学習改善につながるものになるよう、教科担当者を対象とした会議等で評価規準の例を示すなど、学習評価を充実させる取組を推進します。

2 一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実

- 小中学校において、児童生徒一人ひとりの能力や適性に応じた学びを実現するため、指導のポイントや実践例をまとめた指導資料を活用し、個別学習やグループ指導、学習内容の習熟の程度に応じた学習等少人数指導の質的向上を図ります。また、習熟の違いに応じたコース別の学習課題の設定や指導方法の工夫等についての研究を進め、その成果を普及します。

3 学校・家庭・地域の連携

- 「みえの学力向上県民運動」を引き続き実施し、子どもとの関わり方や家庭学習の取組方法等について、学校・家庭・地域が共に考える機会を通じて周知するなど、生活習慣・学習習慣・読書習慣等の確立を推進します。

¹主体的・対話的で深い学び：「主体的な学び」とは、学ぶことに興味や関心を持ち、自分から進んで見通しを持って粘り強く取り組み、振り返り、次の学びへとつなげていくこと。「対話的な学び」とは、周りの人たちと共に考え、新しい発見や豊かな発想が生まれること。「深い学び」とは、これまで身につけた知識や技能をつなげて周りの人たちと共に考え、学ぶ中で、問題を解決したり、新しい発見や豊かな発想を基に考えを深めたりすること。

²みえスタディ・チェック：学習指導要領をふまえ、三重県が重点的に実施している学力向上策の一つ。知識等の活用を中心とした問題を通じて、学習内容の定着状況を把握し、子どもたちが主体的に学習に取り組む意欲や、各学校における授業改善、子どもたち一人ひとりに応じた指導の充実等を促進する取組。

数値目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
「全国学力・学習状況調査」における本県の子どもたちの学力の伸び	小学生 100.2	小学生 104
	中学生 98.3	中学生 102

※「全国学力・学習状況調査」において文部科学省が示す正答数分布の4階層（ABCD層）におけるAB層の公立小中学生の割合（全国を100とした場合の本県の値）（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
勉強をすることが好きな子どもたちの割合	小学生 65.9%	小学生 70.0%
	中学生 60.5%	中学生 65.0%

※「全国学力・学習状況調査」の児童生徒質問紙調査において、「国語の勉強は好きですか」、「算数・数学の勉強は好きですか」という2つの質問に対して、肯定的に回答した公立小中学生の割合の平均（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

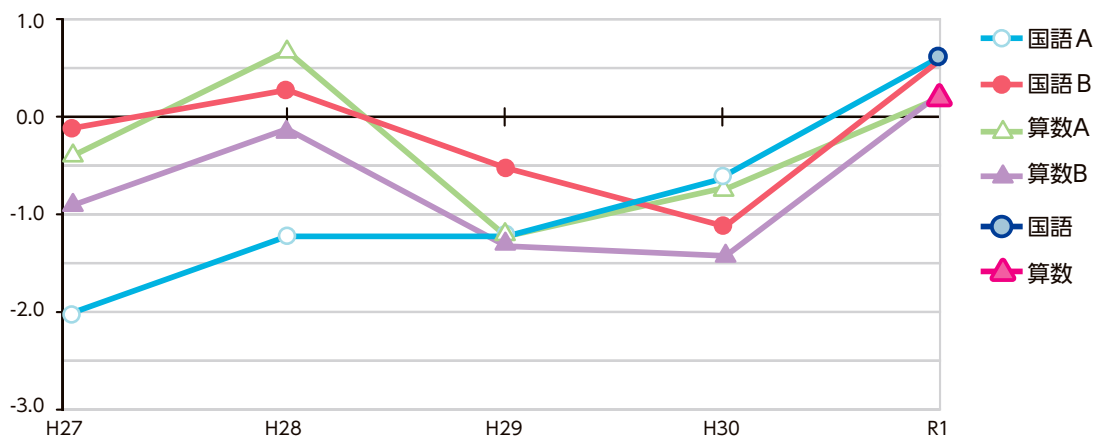
三重の子どもたちの現状 ①学力の状況

(全国学力・学習状況調査の各教科平均正答率の全国平均との差の推移)

平成31(2019)年度(令和元年度)の「教科に関する調査」の結果は、小中学校合わせた5教科中4教科(小学校国語・算数、中学校数学・英語)で全国の平均正答率以上となりました。

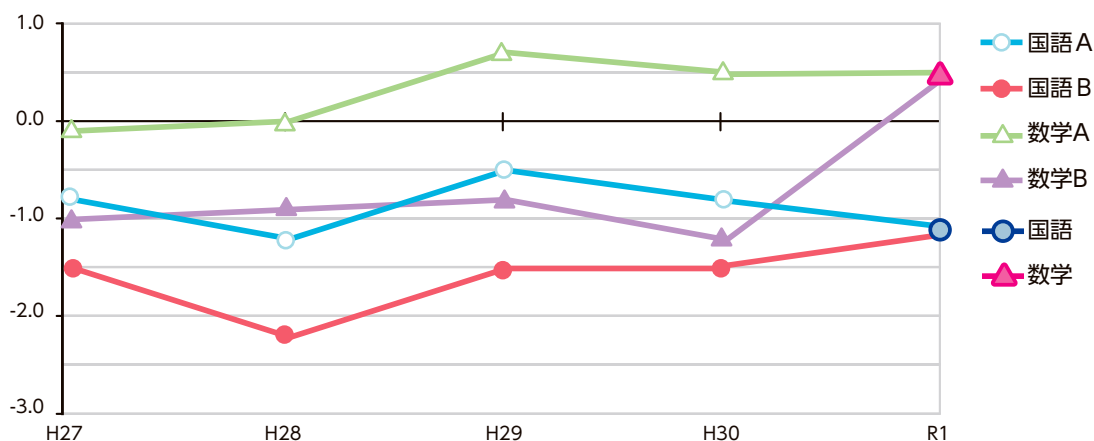
過去5年間の推移をみると、小中学校ともに平成27(2015)年度よりもゆるやかに改善しています。

< 小学校6年生 >



	H27	H28	H29	H30	R1
国語A	-2.0	-1.2	-1.2	-0.6	0.4
国語B	-0.1	0.3	-0.5	-1.1	
算数A	-0.4	0.7	-1.2	-0.7	0.1
算数B	-0.9	-0.1	-1.3	-1.4	

< 中学校3年生 >



	H27	H28	H29	H30	R1
国語A	-0.8	-1.2	-0.5	-0.8	-1.1
国語B	-1.5	-2.2	-1.5	-1.5	
数学A	-0.1	0.0	0.7	0.5	0.5
数学B	-1.0	-0.9	-0.8	-1.2	

出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

(注) 全国平均を0.0とした場合の推移

2 外国人児童生徒教育の推進

めざす
姿

外国人児童生徒¹が、日本語力や学力等、地域社会で生きていくための基礎を培うことにより、将来の可能性を広げ、自己実現を果たし、社会の一員として自立するために必要な力を身につけています。

現状と課題

- ① 本県では、日本語指導が必要な外国人児童生徒が年々増加し、公立小中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率は全国的にも高い状況となっています。改正「出入国管理及び難民認定法」（以下「出入国管理法」という。）が施行されたことにより、今後、外国人児童生徒がさらに増加することが見込まれます。また、国籍の多様化、多言語化が進んでいます。このことは、子どもたちが学校生活の中で多様な文化や価値観等を学ぶことのできる魅力ある教育環境につながっています。
- ② これまで本県では、外国人の子ども¹の就学の促進や学校生活等への適応指導とともに、日常生活に必要な日本語力や日本語で学ぶ力を身につけるための支援に先進的に取り組んできました。一方で、外国人の方々が居住する地域が広がっており、受入体制や日本語指導に係る支援等については、地域により差が見られます。県内全域で同様の支援が受けられるよう、各市町や各学校における受入体制・支援体制をより一層充実することが求められています。
- ③ 日本での学校生活や日本語習得、教科学習に困難を抱え、進路決定ができないまま学校を卒業、あるいは中途退学する外国人児童生徒もいます。このため、文化や生活習慣の違い、言葉が通じないこと等から生じる、外国人児童生徒の不安や悩みに寄り添った対応が必要となっています。
- ④ 外国人児童生徒の保護者の日本での学校生活や就職に関する理解が十分でない場合があります。日本語でのコミュニケーションが難しい保護者に対し、学校生活や進路等に係る情報を正確に伝えることが必要です。

主な取組内容

1 就学の促進

- 外国人の子どもの学ぶ機会を保障できるよう、家庭訪問を通じた実態把握など各市町における就学に向けた取組や市町間での外国人児童生徒の移動に係る情報共有を促進します。

¹外国人児童生徒／外国人の子ども：日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある子どもたちを含む。

2 日本語指導、適応指導の充実

- 市町や学校における外国人児童生徒の受入体制を充実するため、市町が行う初期の日本語指導や学校生活への適応指導の取組を支援するとともに、外国人児童生徒が安心して相談できるよう、母国語で相談できる教育相談の研究を進めます。
- 就学前の外国人の子どもを対象とするプレスクールの取組が市町において進められるよう、県が作成した教材・マニュアルの普及啓発に努めます。

3 日本語で学ぶ力の育成

- 外国人児童生徒の日本語習得状況に応じた学習支援により、安心して学びを継続できるよう、外国人児童生徒巡回相談員等の学校への派遣や、多言語に対応できるICTを活用した日本語指導等、指導体制の充実に努めます。
- 外国人児童生徒が学習内容を理解できるよう、効果的な実践事例を普及することなどを通じて、日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラム（JSLカリキュラム²）を活用した授業や、児童生徒の日本語能力に応じた特別の教育課程による日本語指導等の取組を促進します。
- 教職員の日本語指導等にかかる指導力が向上するよう、JSLカリキュラムや特別の教育課程による日本語指導等に関する研修を実施します。

4 進路選択への支援

- 外国人児童生徒および保護者が、学校制度や職業について理解を深めることで、希望する進路を選択したり、将来の自己実現につなげたりすることができるよう、地元企業やNPO法人等と連携し、進路セミナー等を開催するとともに、多言語によるガイドブック等を活用して進路等に関わる情報提供を進めます。

5 保護者への支援

- 保護者が学校生活等に関する学校からの連絡等の内容を正確に把握できるよう、市町等や学校に対し、連絡・案内文書例（ポルトガル語やタガログ語等6言語）の提供や連絡文書等の翻訳支援を行います。

数値目標

指 標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、日本語指導が行われている学校の割合	86.8%	100%

※ 日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、教育課程に位置づけた特別な日本語指導が継続的、計画的に行われている公立小中学校の割合（三重県教育委員会調べ）

²JSLカリキュラム：JSLはJapanese as a Second Languageの略。日常的な会話はある程度できるものの、学習活動への参加が難しい外国人児童生徒に対して、学習活動に日本語で参加する力を育成するため、日本語指導と教科指導とを統合的に行う指導方法。

3 幼児教育の推進

めざす
姿

子どもたちが、遊びや生活の中での体験をとおして、健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会と関わる意識、思考力の芽生え、生命を尊重する気持ち、数量・文字等への関心、言葉で伝え合う力、豊かな感性が育まれています。

現状と課題

- ① 近年、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成や非認知能力¹の基礎を培う、極めて重要な役割を担っているとの研究結果が報告されるなど、就学前教育の重要性に関わる認識が高まっています。また、幼稚園教育要領等の改訂や令和元(2019)年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、幼児教育・保育のより一層の質の向上や子育て支援の拠点としての機能等の充実が求められています。
- ② 本県では、幼稚園等に通う3～5歳児のうち、36.2%が幼稚園、8.8%が認定こども園、55.0%が保育所に在籍しています。いずれの施設においても、小学校以降の教育を見据えた資質・能力を育む教育・保育が求められています。
- ③ 幼稚園・認定こども園・保育所(以下、「幼稚園等」という。)においては、子どもの主体的な活動を促す環境²づくりを進めるうえで、幼稚園教諭・保育教諭・保育士(以下、「幼稚園教諭等」という。)の担う役割が大切であり、その資質向上が求められています。
- ④ 幼稚園等と小学校は、その教育・保育の形態に大きな違いがあり、子どもたちの就学に伴うさまざまな課題が指摘されています。本県では、幼稚園等から小学校への円滑な接続のための指導のポイントや工夫例等を示した「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」を作成し、円滑な就学に向けて取り組んできました。今後さらに、子どもたちに幼稚園等から発達段階に応じて必要な資質・能力を育んでいく必要があります。
- ⑤ 就学前の子どもたちの生活は、家庭を基盤として地域でのふれあいや体験を通じて広がっていきます。幼稚園等において、家庭や地域と一層連携しながら、教育・保育活動に取り組む必要があります。

¹非認知能力：自分の気持ちを言う、相手の意見を聞く、物事に挑戦するなど、自己主張・自己抑制・協調性・好奇心等に関係する力。

²子どもの主体的な活動を促す環境：物的なものだけでなく、教職員等や他の子どもも含めた、周りの環境すべてをさす。

主な取組内容

1 幼稚園等における教育・保育活動の充実

- 遊びや多様な体験活動をとおして、健康な心と体や自立心、規範意識の芽生え、生命を尊重する気持ちなどの育成に向け、幼児教育・保育の質の向上に関する事例の普及啓発を図るとともに、質の高い幼児教育・保育を一体的・総合的に推進するための体制整備に取り組みます。
- 野外体験保育に取り組もうとする幼稚園等にアドバイザーを派遣し、自己肯定感を含め、子どもの「生き抜いていく力」を育む保育を推進します。

2 幼児教育・保育を担う人材の資質向上

- 幼稚園等の運営の改善や、幼児教育・保育に係る諸課題の解決に向けた研修を、園（所）長等を対象に行います。
- 幼稚園教諭等が各施設における指導内容や指導方法に関する相互理解を深められるよう、合同研修を実施します。

3 小学校教育への円滑な接続に向けた取組の推進

- 「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」等を活用した取組を県内の幼稚園等や小学校に紹介するなど、実践事例の普及に努めます。
- 子どもたちが、小学校での生活・学習に期待をする気持ちを高め、安心してスタートできるよう、幼稚園等と小学校との体験的な交流を推進します。
- 幼稚園教諭等と小学校教諭が、幼稚園等と小学校における指導内容や指導方法の違いについて理解を深め、指導に生かせるよう、相互に保育・授業を参観するなどの交流や合同研修等の取組を推進します。

4 家庭・地域との連携の推進

- 「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的な生活習慣や読書習慣、運動習慣等の確立には、家庭との連携・協力が重要であることから、子どもの心身の成長における基本的な生活習慣等の重要性について周知を図り、「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」の活用を促進します。
- 幼稚園等において、地域の人々と触れ合ったり、地域の施設等を活用したりするなど、多様な体験の機会づくりを推進します。
- 幼稚園等が、保護者同士の交流の機会づくりや、子育てに関する相談や情報提供等を行う地域における幼児期の子育ての支援拠点としての役割を担えるよう、地域子育て支援センター³をはじめとした関係機関等との連携を推進します。

数値目標

指 標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
就学前教育に独自の計画・方針を策定して取り組む市町の数	15 市町	29 市町

※「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をふまえ、就学前教育の独自の計画や方針を策定して取り組んでいる市町の数（文部科学省「幼児教育実態調査」）

³地域子育て支援センター：地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、地域の子育て家庭に対する育児支援を目的とする施設。

4 人権教育の推進



子どもたちが自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力を身につけています。

現状と課題

- ① 子どもたちを取り巻く社会では、さまざまな人権問題が生じており、その解決に向けて、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）をはじめ、差別解消に関する法令等の整備が進められてきました。また、多様性を認め合い、誰もが参画・活躍するダイバーシティ社会の実現が求められています。こうした中で、子どもたちが人権についての理解と認識を深め、人権尊重の行動につながる意欲・態度や技能を身につけられるよう学校における人権教育に取り組む必要があります。
- ② 子どもたちの人権意識の形成については、身のまわりの環境による影響が大きいことから、学校・家庭・地域が連携し、人権意識の向上に取り組むことが必要です。
- ③ 世代交代が進み、若手教員が増加する中、全ての教職員の確かな人権感覚と人権教育に関する指導力がより一層求められます。

主な取組内容

1 人権教育に関する指導内容の充実

- 差別解消に関する法令等の趣旨をふまえつつ、教育活動全体を通じて、総合的・系統的に人権教育を進めるため、学校における人権教育カリキュラムの活用と改善を促進します。
- 子どもたちが、部落問題、障がい者、外国人、子ども、女性及び様々な人権に係わる問題¹について理解を深め、人権感覚を高められるよう、人権学習指導資料を活用した学習を推進します。

¹様々な人権に係わる問題：高齢者、患者、犯罪被害者、アイヌ民族、刑を終えた人・保護観察中の人、ホームレス等の人権に係わる問題、性的指向・性自認に係る人権課題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、貧困等に係る人権課題や北朝鮮当局による拉致問題など。

（社会状況等の変化に伴い、三重県人権教育基本方針における様々な人権に係わる問題の「性的マイノリティ」について「性的指向・性自認に係る人権課題」と表現しています。）

2 人権教育推進のための地域連携の充実

- 子どもたちの人権意識の向上にむけて、学校・家庭・地域が学校の進める人権教育の内容や課題を共有・協議する人権教育推進協議会の活性化に取り組みます。
- 子どもたちの自尊感情の向上を図るため、さまざまな主体が人権学習や体験的活動、補充的学習等の支援を行う中学校区を単位とした子ども支援ネットワークの活動を促進します。

3 教職員の人権感覚と指導力の向上

- 全ての教職員が確かな人権感覚と指導力を持って人権教育を進められるよう、個別的な人権問題に関する基本的な知識や人権学習指導資料等の活用に関する研修を経験年数に応じて実施するとともに、実践につながる情報提供および相談支援を行います。
- 学校における人権教育推進体制や家庭・地域との連携体制を充実させるため、管理職や人権教育推進担当者を対象に、役割に応じた研修を実施し、リーダーシップの向上を図ります。

4 学びやすい環境づくり

- 障がいのある子どもたちへの合理的配慮²の提供や性的指向、性自認に関するきめ細かな対応等、学校において全ての子どもたちが学びやすい環境づくりを進めます。

数値目標

指 標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
人権学習によって人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合	88.5%	98.5%

※ 県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「思う」、「どちらかといえば思う」と回答した生徒の割合（三重県教育委員会調べ）

²合理的配慮：障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。（「障害者の権利に関する条約」第2条）

5 道徳教育の推進

めざす
姿

子どもたちが、生命を大切にする心や他者を思いやる心、人間関係を築く力、公共心、規範意識、自尊感情を高め、よりよく生きようとする意欲と態度を身につけています。

現状と課題

- ① 学習指導要領が改訂され、道徳教育については、特別の教科道徳として教科書を使用した授業が行われています。道徳の授業において、子どもたちが、多様な価値観を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と協働してよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが求められています。
- ② 生命を軽視する事件や深刻ないじめ問題、インターネットでの誹謗中傷等が発生している中で、子どもたちの生命倫理や規範意識、人間関係を形成する力、情報モラル等を向上していくことが求められています。
- ③ これまで、道徳の指導は、読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導が行われる例があったことなどが指摘されており、教科道徳の趣旨をふまえた指導方法へと改善を図る必要があります。
- ④ 子どもたちの価値観や道徳性は、学校生活だけでなく、さまざまな体験や人とのふれあいなどを通じて育まれていくものであり、道徳教育において家庭や地域社会と協力して取り組む必要があります。

主な取組内容

1 発達段階に応じた道徳教育の推進

- 子どもたちが、物事を多面的・多角的にとらえ、主体的に考えを深める中で自己を見つめ、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことができるよう、教科書を主たる教材とした授業における指導方法の工夫改善を推進します。
- 教育活動全体を通じた道徳教育が進められるよう、道徳教育推進教師を中心とした推進体制の充実に取り組みます。
- 小中学校においては、道徳教育アドバイザーの派遣等を通じて、教員一人ひとりの指導力を高め、子どもたちが、答えが一つではない道徳的な問題について、「考え、議論する」授業づくりに取り組みます。

- 高等学校においては、高校生が義務を果たし責任を重んじながら、社会に参画できる力を育む取組を進めるとともに、新しく設置される公民科の教科「公共」を道德教育の中核的な指導の場としつつ、道德教育推進教師を中心として、教育活動全体でさまざまな学びの機会を活用して、主体的に考え、議論する活動に取り組み、豊かな心や公共の精神等の道德性を養います。

2 生命を大切にす教育の充実

- 子どもたちの発達段階に応じて、他者とともによりよく生きようとする意識や生命を大切にする心を育むため、道德科を要として、各教科等の授業のほか、異学年との交流、ボランティア活動、地域での体験的な学習等の取組を推進します。

3 家庭・地域と連携した道德教育の推進

- 各学校が、家庭や地域との共通理解を深め、連携を図りながら道德教育を実施できるよう、市町等教育委員会と協力しつつ、道德の授業参観・保護者や地域の方々の協力を得て行う体験活動等を促進します。

数値目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
道德科の授業で家庭や地域と連携した取組を行っている小中学校の割合	小学生 78.7% 中学生 48.7% (平成30年度)	小学生 100% 中学生 100%

※ 道德科での子どもたちの学ぶ姿を保護者や地域の人びとに紹介するなど、家庭や地域社会と連携した取組を行っている公立小中学校の割合（三重県教育委員会調べ）

6 読書活動・文化芸術活動の推進

めざす
姿

子どもたちが、自ら読書に親しみ、楽しむことを通じて、多様な考えや価値観にふれ、想像力や思考力を高め、豊かな感性を育てています。また、さまざまな文化芸術に親しむことや、想像力や表現力を発揮して作品制作等に取り組むことを通じて、感性や情操を磨き、豊かな人間性を身につけています。

現状と課題

- ① 子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、探究心やよりよく生きる態度等を身につけていく上で不可欠なものであり、社会全体でそのための環境整備を推進していくことが求められています。
- ② 平成 31(2019) 年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査の結果では、授業時間以外に平日 10 分以上読書をする本県の小中学生の割合は、小学生が 63.9%、中学生が 45.5% で全国平均を下回っている状況です。また、第 64 回「学校読書調査」における全国の不読者の割合は、小学生 8.1%、中学生 15.3%、高校生 55.8% となっており、年齢が上がるにつれて不読者の割合が高くなっていることから、発達段階に応じた読書習慣の形成が求められています。
- ③ 子どもの読書習慣の形成を図るためには、読書を行う環境の整備、読書をする機会の提供、読書活動の普及啓発について、学校・家庭・地域それぞれの役割に応じた取組が必要です。また、子どもたちが、さまざまな機会・場所において意欲的に読書活動を行うことができるよう、学校図書館の図書資料の充実と、司書教諭および学校司書の配置の充実やその資質向上が大切です。
- ④ 美しいものや優れたもの、芸術的なもの、地域や我が国の伝統文化にふれることによって、豊かな感性・情操を養い、生涯にわたって文化や芸術に親しみ、その継承や創造に寄与する態度や能力を育てることが大切です。
- ⑤ 文化部活動については、生徒が文化、科学、芸術等の活動をとおして楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、良好な人間関係などを培う場として大きな役割を果たしています。一方で、生徒の過度な負担や教職員の負担につながっているとの指摘もあり、「三重県部活動ガイドライン」に基づいた適切な運営と効果的な指導が求められています。

主な取組内容

1 学校における読書活動の推進

- 子どもたちの読書に対する興味や関心を育み、主体的な読書習慣を確立するため、学校図書館の読書センターとしての機能に加え、情報センター・学習センターとしての機能を充実するとともに、学校図書館ボランティア等との連携を促進します。
- 子どもの読書習慣を形成できるよう、学校図書館を活用した授業、全校一斉読書、子どもたち

同士で本を紹介する取組、ビブリオバトル（書評合戦）¹、ブックトーク²等の多様な読書活動を推進し、読書機会の拡充を図ります。

- 読書環境の整備および読書機会の提供のため、学校図書館図書標準³の達成や学校図書館への新聞配備とともに、学校司書の配置等を促進します。

2 家庭における読書活動の推進

- 子どもたちの読書習慣づくりに向け、学校や公立図書館、PTAとの連携のもと、「家庭読書（家読（うちどく）」）の取組を推進します。
- 保護者や子育て支援関係者等を対象に、読み聞かせや読書の効果等に関する講座の実施および情報提供等を行うことを通じて、幼児期からの読書の重要性についての周知を図ります。

3 地域における読書活動の推進

- 子どもたちが本を読む意義について理解を深めるため、教育・福祉関係者、図書館関係者、読書ボランティア等を対象とした研修会や講演会を実施します。
- 読書活動の実施・拡大を図るため、優れた取組を行っている学校や図書館、読書ボランティア等の活動の普及に取り組むとともに、民間団体・企業等が行う読書活動推進の取組を支援します。
- 公立図書館等における図書や設備の整備が着実に進むよう、情報提供を行うなど、市町の子ども読書推進計画に基づく取組を促進します。

4 文化芸術活動の推進

- 子どもたちの豊かな感性や情操を育み、生涯にわたり文化芸術に親しむ態度を養うため、国事業を活用し、芸術家を派遣するなど、本物の文化芸術にふれる機会を提供するとともに、子どもたちが作品等を通じて表現、発表する機会の拡充に取り組みます。
- 学校文化活動において、地域の方々との交流を深め、郷土の歴史や文化等を学ぶ機会を充実します。
- 三重県総合博物館（MieMu）や三重県立美術館、斎宮歴史博物館、三重県総合文化センター等において、子どもたちを対象とした参加体験型の学習プログラムや出前授業等を実施します。
- 学校の文化部活動における専門的な指導を充実するとともに、教職員の負担軽減を図るため、文化部活動指導者の派遣等の支援を行います。

数値目標

指 標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
授業時間以外に読書をする子どもたちの割合	小学生 63.9% 中学生 45.5%	小学生 65.7% 中学生 50.4%

※「学校の授業時間以外に、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

¹ビブリオバトル（書評合戦）：発表者が一人5分で本を紹介し、最後に、参加者全員で「どの本が一番読みたくなったか」について投票を行い、最多票を集めたものを「チャンプ本」とするゲーム。発表者だけでなく、発表を聞く者にも読書への興味を高める効果がある。

²ブックトーク：子どもや成人の集団を対象にして、あらかじめ決めたテーマに沿って選んだ何冊かの本のあらすじや著者紹介等を交えて、本への興味が湧くような工夫を凝らしながら内容を紹介すること。

³学校図書館図書標準：平成5年に策定された公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準。

7 体力の向上と学校スポーツの推進

めざす
姿

子どもたちが体を動かすことを好きになり、運動やスポーツに積極的に取り組むことによって、心身の健康が保持増進され、体力が向上しています。また、子どもたちが本県で開催される大規模なスポーツ大会に「する」、「みる」、「支える」、「知る」といったさまざまな形で関わることにより、競技の技能やスポーツへの関心を高め、学校スポーツが活性化しています。

現状と課題

- ① 柔軟性や筋力、持久力等の基礎的な体力は、生涯にわたって健康を保持増進することに重要な役割を果たします。また、豊かなスポーツライフを実現することで、意欲や気力が充実し生活習慣に良い影響を与えます。幼児期を含め、子どもたちが、日常生活の中で体を動かすことが少なくなっていることから、継続して遊びや運動に取り組む機会を確保することが必要です。
- ② 全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、本県の子どもたちの体力は、全国と同等の水準に向上してきましたが、継続的に全国平均を下回っている種目があることや、1週間の総運動時間が60分未満の児童の割合が増加していることなどの課題がみられます。
- ③ 学校における運動部活動については、生徒の健全な成長等に意義のある活動となっています。一方で、生徒の過度な負担や教職員の負担につながっているとの指摘もあり、「三重県部活動ガイドライン」に基づいた適切な運営と効果的な指導が求められています。また、少子化が進む中で、各学校での運動部活動の継続が困難な状況も生じています。
- ④ 近年の猛暑による熱中症など、体育活動および運動部活動中の事故が発生しており、事故防止の徹底に取り組む必要があります。
- ⑤ 令和2（2020）年度の東京2020オリンピック・パラリンピックや全国中学校体育大会、令和3（2021）年度の三重とこわか国体・三重とこわか大会といった大規模な競技大会が開催されます。子どもたちが、「する」、「みる」、「支える」、「知る」立場から参加することにより、学校スポーツを活性化していく必要があります。

主な取組内容

1 子どもたちの体力向上に向けた運動機会の拡充

- 子どもたちの体を動かす遊びがより充実するよう、幼稚園教諭や保育士等を対象とした研修会を開催するとともに、「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」を活用し、家庭と連携しながら幼児期から運動に親しむ習慣づくりに取り組みます。
- 体育授業以外で子どもたちの運動機会を拡充する学校の取組が進むよう、市町等教育委員会と連携し、各学校における体力向上の目標設定や効果的な「1学校1運動」（学校全体でなわとびやマラソン等に取り組む活動）の取組を推進します。

2 教職員の指導力向上による体育授業等の充実

- 子どもたちが体育・保健体育の授業をとおして運動の楽しさや喜びを味わい、自ら進んで運動

する習慣を身につけるとともに、発達段階に応じた体力や技能が養われるよう、授業の工夫や改善による魅力ある授業づくりに向けた研修会を実施します。

3 適切な部活動運営の推進

- 学校における運動部、文化部活動のあり方について関係者と検討します。
- 各学校の適切な部活動運営に向けて、市町等教育委員会と連携し、毎年度その運営を検証しながら学校部活動運営方針の見直しなどの改善を促進します。また、全ての公立中学校等や県立学校で学校部活動運営方針に沿った活動が行われるよう、大会の運営等、課題となっている点について改善に努めます。
- 短時間で効率的・効果的な部活動指導が行えるよう、部活動指導者が具体的な技術指導等を学ぶ研修会を実施します。

4 地域人材の活用および地域スポーツの充実

- 部活動における子どもたちに対する専門的な指導を充実するとともに、教職員の負担軽減を図るため、外部のスポーツ人材の効果的な配置に取り組みます。
- 少子化をふまえ、適切な部活動の運営・改善に取り組むとともに、地域スポーツとの連携について検討を進め、スポーツを行う機会の確保・充実に取り組みます。

5 学校スポーツにおける事故防止

- 事故防止に向け、子どもたち個々の運動能力や体力の実態・適性や興味・関心に応じて、適切な指導計画を立てることができるよう、教職員の指導力向上に取り組みます。
- 中体連、高体連等の学校体育関係団体と連携し、各種大会における事故防止に向けた運営の改善や注意事項の啓発・周知の徹底に取り組みます。

6 全国規模の大会を活用した学校スポーツの活性化

- 多くの子どもたちが感動や達成感を得て、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続できるよう、大会への出場支援、開催準備・運営・観戦等のさまざまな体験、交流を推進します。また、大会の成果を生かしながら、スポーツに対する子どもたちの関心を高め、競技力の維持・向上の取組を進めます。

数値目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもたちの割合	75.1%	80.0%

※「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における総合評価が、「A」・「B」・「C」・「D」・「E」の5段階のうち上位3段階である「A」・「B」・「C」の公立小中学生の割合（スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」）

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
授業以外でも運動やスポーツをしたと思う子どもたちの割合	69.8%	71.5%

※「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の児童生徒質問紙調査の「授業以外でも運動やスポーツをしたと思いますか」という質問に「思う」と回答した公立小中学生の割合（スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」）

8 健康教育・食育の推進

めざす
姿

子どもたち一人ひとりが、生涯にわたり心身の健康を自ら管理できるよう、学校・家庭・地域が一体となって健康教育・食育に取り組み、健康で充実した生活を送るために必要な知識と、自ら判断し実践する能力を身につけています。

現状と課題

- ① 社会の環境変化や、家庭におけるライフスタイルの多様化等に伴い、子どもたちの食事、運動、睡眠等の基本的な生活習慣の確立が難しくなっています。
- ② 身体活動の源となる栄養の摂取には歯と口の健康づくりが重要です。本県の子どもの一人あたりの平均むし歯数は、全国平均と比べて高い状況が依然として続いていることから、歯と口の健康づくりのより一層の充実を図る必要があります。
- ③ 情報化社会の進展により、性や薬物等に関する情報の入手が容易になる中で、子どもたちが、情報等を正しく選択し、適切に行動できるようにすることが求められています。
- ④ 本県の献血率は全国平均より低い状況が続いていることから、高校生への一層の啓発が求められています。
- ⑤ アレルギー疾患や心の健康に課題を抱える子どもの増加等、多様化する子どもたちの健康課題への対応や感染症への対策が求められています。
- ⑥ がんが身近な病気であることや、がんの予防、早期発見・検診の大切さ等について理解するとともに、がん患者に対する正しい認識を深めるため、がん教育を推進する必要があります。
- ⑦ 望まない妊娠や、思春期の性感染症を予防するとともに、子どもたちが自らの人生や家族の大切さについて考え行動できる力を育む必要があります。
- ⑧ 健全で正しい食生活を送ることは、子どもたち自身の健康の維持だけでなく、学力や体力とも相関関係があると指摘されています。こうした中、不規則な食事や朝食の欠食等、子どもたちの食生活にはさまざまな状況がみられます。
また、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、地産地消の意識を醸成するため、学校給食等を活用した食育の推進が求められています。

主な取組内容

1 健康教育の推進

- 望ましい生活習慣の確立等、子どもたちの健康課題に適切に対応し解決するため、各教科、特別活動等、学校の教育活動全体で健康教育を推進します。

2 保健教育の推進

- むし歯や歯肉炎等を予防し、子どもたちの歯と口の健康づくりを一層推進するため、学校歯科医等と連携したフッ化物洗口の実施や正しい歯みがきの指導等、歯科保健を充実します。また、学校、行政、医療機関等が連携して取り組むネットワークの構築を進め、各地域における歯科保健活動の充実を促します。
- 飲酒、喫煙、薬物乱用と健康との関わりについて、子どもたちが早い時期から認識を深められるよう、薬物乱用防止教室等、関係機関と連携した取組を推進します。

- 高校生が献血の意義や制度についての理解を深められるよう、関係機関と連携し、学校における「献血セミナー」の計画的な実施等に取り組みます。

3 事故や感染の予防体制・相談体制の充実

- 子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、教職員が研修会等を通じてアレルギー疾患や感染症に関する理解を深めるとともに、事故や感染を予防し、緊急時に適切に対応できるよう、専門家や関係機関からの協力を働きかけるなど市町等教育委員会や各学校の取組を支援します。
- 不安や悩み、ストレス等により心の健康に課題を持つ子どもたちへの対応にあたって、地域の専門家を効果的に活用するなど、学校における相談体制の充実に取り組みます。

4 がん教育の推進

- がん教育についての指導者向け研修会を医療関係者等と連携して実施するなど、子どもたちが、がんについて学び、正しく理解し、自他の健康と命の大切さについて考える、がん教育の充実に取り組みます。

5 ライフデザインの促進

- 子どもたちが、家庭を築くことや子育ての意義、妊娠・出産等について考え、理解を深められるよう、ライフデザインをテーマとした講演会や保育実習等を実施します。また、子どもたちが命の大切さや性に関する正しい知識を身につけ、行動できるよう、保健体育等の教科や学級活動等の特別活動において性に関する指導を行うとともに、産婦人科医等による講習を実施します。

6 食に関する指導の充実

- 子どもたちが、栄養や食事のとり方、食料の大切さ等について、正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく能力等を身につけることができるよう、教育活動全体で計画的・継続的に食育に取り組みます。
- 地場産物やその生産者への関心や理解が深まるよう、郷土の食材を活用したり、農業体験等の活動を行ったりするなど、家庭、生産者、地域、大学・研究機関、企業等さまざまな主体と連携し、学校における食に関する指導を進めます。
- 地場産物を使用したメニューを自ら考え調理する取組をとおして、子どもたちが食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身につけられる実践力を育みます。また、朝食摂取やバランス良く栄養を摂ることの重要性等について保護者や地域へ啓発します。

7 学校給食の充実

- 学校給食を「生きた教材」として活用し、望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもたちの関心と理解を深めます。また、生産者、食品製造事業者をはじめとした学校給食関係者と連携して、地場産物の活用促進に取り組みます。
- 安全で安心な学校給食を提供するため、衛生管理講習会等を開催し給食関係者の資質向上および衛生管理の徹底を図るとともに、ヒヤリハット事例集等を活用することで、学校給食の異物混入の防止に取り組みます。

数値目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
むし歯予防に取り組んでいる小学校・特別支援学校 (小学部) の割合	71.5% (平成30年度)	100%

※ 年間を通じて、給食後の歯みがき指導またはフッ化物洗口を実施している公立小学校および特別支援学校 (小学部) の割合 (三重県教育委員会調べ)

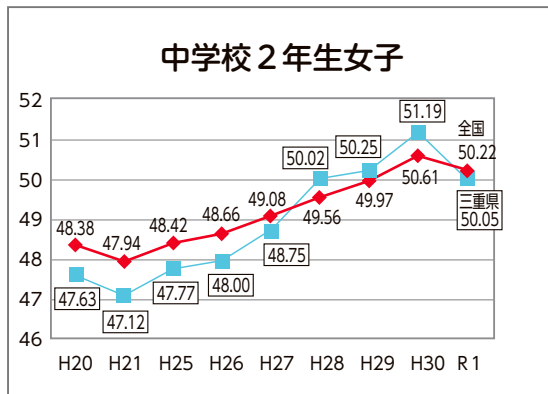
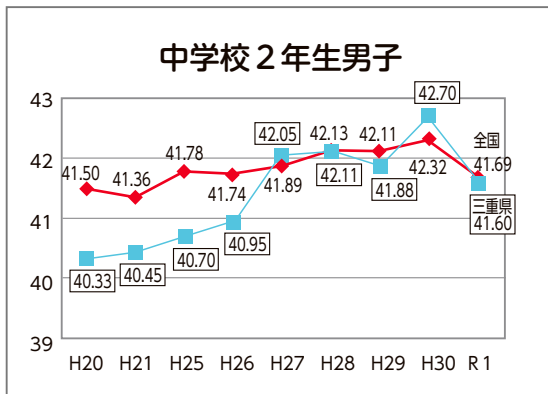
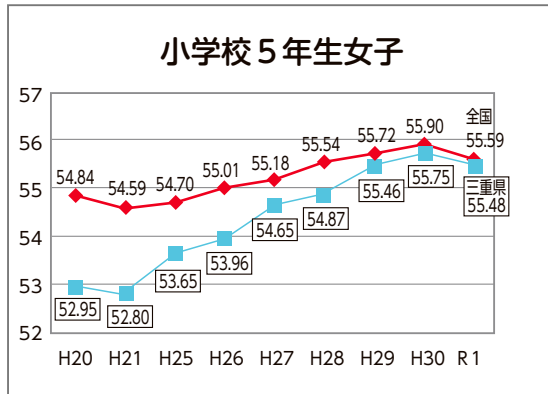
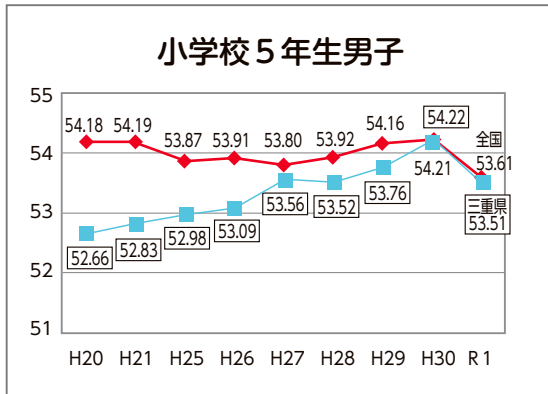
三重の子どもたちの現状

②体力の状況

(体力合計点)

子どもたちの体力テストの合計点は、平成 20 (2008) 年度からの調査開始以来、ゆるやかな向上傾向にありましたが、令和元 (2019) 年度は、全国的な傾向と同様に前年度を下回りました。

体力テストの結果



8 種目（握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・20 mシャトルラン【又は持久走】・50 m走・立ち幅とび・ボール投げ）の体力合計点

出典：文部科学省「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」